令和２年８月４日

地域密着型サービス事業所施設管理者 様

関市高齢福祉課長

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る運営推進会議の臨時的な取扱いについて

平素より、関市高齢福祉行政に御協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

さて，新型コロナウイルス感染症については、感染防止対策を徹底していただくようお願いしているところですが、地域密着型サービス事業所において設置及び開催が義務付けられている運営推進会議における新型コロナウイルス感染症に対応する臨時的な取扱いを次のとおりとしますので、適切に御対応くださいますようお願いします。

記

１　運営推進会議の開催について

運営推進会議は、設置基準により定期的な開催を要することとされているが、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第３報）」（令和2年2月28日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）に基づき、書面開催・延期・中止した場合でも、関市指定地域密着型サービス事業所においては 運営基準違反とならないものとする。

なお、会議形式で 実施する場合は、入口での体温計測等体調チェックやマスク着用による咳エチケット及び手指消毒の徹底を図る等、 感染防止に十分配慮したうえで開催すること。また、運営推進会議等を書面開催・延期・中止した際は、議事録等にその理由を記録すること。

２　運営推進会議の書面開催について

書面による運営推進会議を開催する場合、次のとおり実施することとする。

(1) 運営推進会議等の構成員へ会議資料を送付し、運営状況の報告を行ったうえで事業

所に対する評価、要望及び助言等を受けること。

(2) (１)の内容及び施設等の対応、回答等を議事録として作成し、会議の構成員及び市への報告等を行うこと。なお，議事録作成日を会議開催日とみなす。

関市健康福祉部高齢福祉課

介護保険係　担当　脇田

TEL:0575-23-7730 FAX:0575-23-7748